

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

施設名称 十和田ごみ焼却施設
設置場所 青森県十和田市大字伝法寺字大窪 60 番地 3
設置者名 十和田地域広域事務組合 管理者 小山田 久
問合せ先 十和田地域広域事務組合 事務局施設係

当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

1. 処分した一般廃棄物の種類及び各月ごとの数量

令和6年度

(単位：t)

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ	2,658.45	2,816.44										

2. 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項（環境省令第四条の五第一項第二号カの規定による測定に関する事項）及びその他測定に関する事項

(1) ダイオキシン類濃度

測定項目 排ガス中のダイオキシン類濃度 測定回数 2炉×1回/年

令和6年度

項目	測定に係る排ガスを採取した位置	測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定の結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
1号炉のダイオキシン類濃度	バグフィルタ出口（煙突入口）	令和6年8月予定			5
2号炉のダイオキシン類濃度	バグフィルタ出口（煙突入口）	令和6年8月予定			5

(2) ばい煙測定

測定項目 ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素
 測定回数 2 炉×2 回/年

令和 6 年度

(測定を行った位置：煙突入口)

項 目	単 位	分 析 結 果				参 考 基 準
		1 回 目		2 回 目		
		1 号 炉	2 号 炉	1 号 炉	2 号 炉	
測定日	—	4 月 23 日	4 月 23 日	10 月 予 定	10 月 予 定	—
結果の得られた年月日	—	5 月 2 日	5 月 2 日			—
ガスの温度	℃	161	185			—
平均流速	m/sec	14	12			—
平均水分量	%	28	26			—
湿りガス量	m ³ N/h	24000	24000			—
乾きガス量	m ³ N/h	17000	17000			—
硫黄酸化物濃度	volppm	18	<10			—
硫黄酸化物排出量	m ³ N/h	0.31	0.14			※1
ばいじん濃度 実測値	g/m ³ N	0.0031	0.01			—
ばいじん濃度 12%換算値	g/m ³ N	0.0037	0.027			0.25
塩化水素濃度 実測値	mg/m ³ N	<10	13			—
塩化水素濃度 12%換算値	mg/m ³ N	<10	15			700
窒素酸化物濃度 実測値	volppm	78	76			—
窒素酸化物濃度 12%換算値	volppm	94	87			250

※1 硫黄酸化物基準排出量 (m³N/h)：令和 6 年 4 月 23 日測定時の 1 号炉は 72 以下、2 号炉は 76 以下

(3) 焼却灰測定

測定項目 熱灼減量 測定回数 12 回/年

令和 6 年度

年月日	4 月 5 日	5 月 10 日	6 月 日	7 月 日	8 月 日	9 月 日
熱灼減量 (W/W%)	4.10	5.33				
年月日	10 月 日	11 月 日	12 月 日	1 月 日	2 月 日	3 月 日
熱灼減量 (W/W%)						

(4) ごみ質分析

分析項目 種類組成、単位容積重量、三成分、低位発熱量

分析回数 4回/年

令和6年度

項目		単位	分析結果			
採取日		—	5月23日	8月予定	11月予定	2月予定
結果を得られた年月日		—	5月29日			
天候		—	晴れ			
気温		℃	26.0			
種類組成	紙、布類	Wt%	50.88			
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	Wt%	24.24			
	木、竹、わら類	Wt%	1.30			
	厨芥類	Wt%	13.76			
	不燃物類	Wt%	9.48			
	その他	Wt%	0.33			
単位体積重量		kg/m ³	126.9			
三成分	水分	Wt%	35.00			
	灰分	Wt%	10.91			
	可燃分	Wt%	54.09			
低位発熱量 (実測値)		Kcal/kg	2580			

3. 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

令和6年度

項目	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじん	1号炉：令和6年11月予定、2号炉：令和7年2月予定
排ガス処理設備にたい積したばいじん	1号炉：令和6年11月予定、2号炉：令和7年2月予定

施設名称 五戸ごみ焼却施設
設置場所 青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字前新田 28 番地 87
設置者名 十和田地域広域事務組合 管理者 小山田 久
問合せ先 十和田地域広域事務組合 事務局施設係

五戸ごみ焼却施設は、広域化により施設を使用しなくなったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項の規定により、一般廃棄物処理施設休止の届け出をしています。

休止の年月日 平成 1 5 年 3 月 7 日

施設名称 十和田最終処分場
設置場所 青森県十和田市大字切田字西大沼平 1 番地 323
設置者名 十和田地域広域事務組合 管理者 小山田 久
問合せ先 十和田地域広域事務組合 事務局施設係

当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

1. 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

令和 6 年度

(単位：t)

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2. 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

令和 6 年度

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等	令和 6 年 7 月 予定			

3. 最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

令和6年度 浸出水処理設備の機能点検

点検を行った年月日	4月28日	5月31日	6月 日	7月 日	8月 日	9月 日	10月 日	11月 日	12月 日	1月 日	2月 日	3月 日
点検結果	異常なし	異常なし										
異状を認めた場合の措置	—	—										

4. 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

ダイオキシン類濃度

令和6年度

項目	採取した場所	採取した年月日	測定結果の得られた年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	基準 (pg-TEQ/L)
放流水	処分場放流水マス	令和6年8月予定			(排出基準) 10
上方地下水	処分場周辺井戸水	令和6年8月予定			(環境基準) 1
下方地下水	処分場南東端	令和6年8月予定			(環境基準) 1

5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第四号リの規定による次に掲げる事項

令和6年度

項目	算出年月日	残余容量(m ³)
残余埋立容量	令和7年3月予定	

十和田最終処分場・放流水

項目	単位	分析結果										※1 基準値	
採取日	—	4月5日	5月10日										—
結果を得られた日	—	4月17日	5月22日										—
天候	—	晴れ	晴れ										—
現地測定	気温	℃	12.0	17.0									—
	水温	℃	12.2	13.2									—
	透視度	度	30以上	30以上									—
水素イオン濃度	—	7.0	7.2										5.8以上 8.6以下
〃 測定時水温	℃	18	20										—
電気伝導率	mS/m	110	100										—
生物化学的酸素要求量	mg/L	<0.5	<0.5										60以下
化学的酸素要求量	mg/L	2.8	2.5										90以下
浮遊物質	mg/L	5	6										60以下
窒素含有量	mg/L	3.0	2.7										120（日間平均60）以下
大腸菌群数	個/cm ³	0	0										日間平均 3000個/cm ³ 以下
アルキル水銀化合物	mg/L	—	—										※2 検出されないこと
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	—	—										0.005以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	—	—										カドミウム 0.03以下
鉛及びその化合物	mg/L	—	—										鉛 0.1以下
有機燐化合物	mg/L	—	—										1以下
六価クロム化合物	mg/L	—	—										六価クロム 0.5以下
砒素及びその化合物	mg/L	—	—										砒素 0.1以下
シアン化合物	mg/L	—	—										シアン 1以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	—										0.003以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	—										0.1以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—										0.1以下
ジクロロメタン	mg/L	—	—										0.2以下
四塩化炭素	mg/L	—	—										0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—										0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—										1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—										0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—										3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—										0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—										0.02以下
チウラム	mg/L	—	—										0.06以下
シマジン	mg/L	—	—										0.03以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—										0.2以下
ベンゼン	mg/L	—	—										0.1以下
セレン及びその化合物	mg/L	—	—										セレン 0.1以下
ほう素及びその化合物	mg/L	—	—										※3 ほう素50以下
ふっ素及びその化合物	mg/L	—	—										※3 ふっ素15以下
アンモニア・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	—	—										200以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	mg/L	—	—										5以下（鉱油）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	mg/L	—	—										30以下（動植物）
フェノール類含有量	mg/L	—	—										5以下
銅含有量	mg/L	—	—										3以下
亜鉛含有量	mg/L	—	—										※4 2以下
溶解性鉄含有量	mg/L	—	—										10以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	—	—										10以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—										0.5以下
クロム含有量	mg/L	—	—										2以下
燐含有量	mg/L	—	—										16（日間平均 8）以下

備考

- ・※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第1下欄に掲げる基準値。
- ・※2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- ・※3 「海域以外に排出する場合」に掲げる基準値。
- ・※4 「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令について」（平成18年11月11日）により、平成18年12月11日から亜鉛含有量の基準は、2mg/L以下。

十和田最終処分場・上方地下水

項目		単位	分析結果										※1 基準値		
採取日		—	4月5日	5月10日											—
結果を得られた日		—	4月17日	5月22日											—
天候		—	晴れ	晴れ											—
現地測定	気温	℃	12.0	17.0											—
	水温	℃	12.8	12.3											—
	透視度	度	—	—											—
水素イオン濃度		pH	6.1	6.1											5.8以上 8.6以下
" 測定時水温		℃	19	20											—
電気伝導率		mS/m	26	24											—
塩化物イオン		mg/L	12	13											—
アルキル水銀		mg/L	—	—											※2 検出されないこと
総水銀		mg/L	—	—											0.0005以下
カドミウム		mg/L	—	—											0.003以下
鉛		mg/L	—	—											0.01以下
六価クロム		mg/L	—	—											0.05以下
砒素		mg/L	—	—											0.01以下
全シアン		mg/L	—	—											※2 検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		mg/L	—	—											※2 検出されないこと
トリクロロエチレン		mg/L	—	—											0.01以下
テトラクロロエチレン		mg/L	—	—											0.01以下
ジクロロメタン		mg/L	—	—											0.02以下
四塩化炭素		mg/L	—	—											0.002以下
1,2-ジクロロエタン		mg/L	—	—											0.004以下
1,1-ジクロロエチレン		mg/L	—	—											0.1以下
1,2-ジクロロエチレン		mg/L	—	—											0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L	—	—											1以下
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	—	—											0.006以下
1,3-ジクロロプロペン		mg/L	—	—											0.002以下
チウラム		mg/L	—	—											0.006以下
シマジン		mg/L	—	—											0.003以下
チオベンカルブ		mg/L	—	—											0.02以下
ベンゼン		mg/L	—	—											0.01以下
セレン		mg/L	—	—											0.01以下
塩化ビニルモノマー		mg/L	—	—											0.002以下
1,4-ジオキサン		mg/L	—	—											0.05以下

備考

- ・※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第2下欄に掲げる基準値及び「水質基準に関する省令」厚生労働省令第101号。
- ・※2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

十和田最終処分場・下方地下水

項目		単位	分析結果										※1 基準値		
採取日		—	4月5日	5月10日											—
結果を得られた日		—	4月17日	5月22日											—
天候		—	晴れ	晴れ											—
現地測定	気温	℃	12.0	17.0											—
	水温	℃	12.3	13.0											—
	透視度	度	—	—											—
水素イオン濃度		—	7.0	6.8											5.8以上 8.6以下
" 測定時水温		℃	19	20											—
電気伝導率		mS/m	11	12											—
塩化物イオン		mg/L	6	5											—
アルキル水銀		mg/L	—	—											※2 検出されないこと
総水銀		mg/L	—	—											0.0005以下
カドミウム		mg/L	—	—											0.003以下
鉛		mg/L	—	—											0.01以下
六価クロム		mg/L	—	—											0.05以下
砒素		mg/L	—	—											0.01以下
全シアン		mg/L	—	—											※2 検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		mg/L	—	—											※2 検出されないこと
トリクロロエチレン		mg/L	—	—											0.01以下
テトラクロロエチレン		mg/L	—	—											0.01以下
ジクロロメタン		mg/L	—	—											0.02以下
四塩化炭素		mg/L	—	—											0.002以下
1,2-ジクロロエタン		mg/L	—	—											0.004以下
1,1-ジクロロエチレン		mg/L	—	—											0.1以下
1,2-ジクロロエチレン		mg/L	—	—											0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L	—	—											1以下
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	—	—											0.006以下
1,3-ジクロロプロペン		mg/L	—	—											0.002以下
チウラム		mg/L	—	—											0.006以下
シマジン		mg/L	—	—											0.003以下
チオベンカルブ		mg/L	—	—											0.02以下
ベンゼン		mg/L	—	—											0.01以下
セレン		mg/L	—	—											0.01以下
塩化ビニルモノマー		mg/L	—	—											0.002以下
1,4-ジオキサン		mg/L	—	—											0.05以下

備考

- ※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第2下欄に掲げる基準値及び「水質基準に関する省令」厚生労働省令第101号。
- ※2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

令和6年度

十和田最終処分場・流出水

項目	単位	分析結果										報告下限値	※1 基準値
		4月5日	5月10日										
採取日	—	4月5日	5月10日									—	—
結果を得られた日	—	4月17日	5月22日									—	—
天候	—	晴れ	晴れ									—	—
現地測定	気温	℃	12.0	17.0								0.1	—
	水温	℃	11.6	12.5								0.1	—
	透視度	度	30以上	30以上								1	—
水素イオン濃度	—	7.1	7.3									—	5.8以上 8.6以下
〃 測定時水温	℃	18	20									0.1	—
電気伝導率	mS/m	51	58									1	—
生物化学的酸素要求量	mg/L	<0.5	1.1									0.5	60以下
化学的酸素要求量	mg/L	2.2	2.3									0.5	90以下
浮遊物質	mg/L	4	7									1	60以下
窒素含有量	mg/L	4.6	4.9									1	120 (日間平均 60) 以下
大腸菌群数	個/cm ³	0	2									30	日間平均 3000個/cm ³ 以下

備考

・※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第1下欄に掲げる基準値。

施設名称 五戸第二最終処分場
 設置場所 青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字前新田 28 番地 87
 設置者名 十和田地域広域事務組合 管理者 小山田 久
 問合せ先 十和田地域広域事務組合 事務局施設係

当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

1. 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

令和6年度

(単位：t)

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
カレット	0	0										
焼却灰	0	0										
残渣	78.08	77.70										
不適物	0	0										
処理灰	0	0										

2. 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

令和6年度

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等	令和6年7月予定			

3. 最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項

令和6年度

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
保有水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工	令和6年7月予定			

4. 最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

令和6年度 浸出水処理設備の機能点検

点検を行った年月日	4月28日	5月31日	6月 日	7月 日	8月 日	9月 日	10月 日	11月 日	12月 日	1月 日	2月 日	3月 日
点検結果	異常なし	異常なし										
異状を認めた場合の措置	—	—										

5. 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

ダイオキシン類濃度

令和6年度

項目	採取した場所	採取した年月日	測定結果の得られた年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	基準 (pg-TEQ/L)
放流水	水処理棟 1F 放流槽	令和6年8月予定			(排出基準) 10
上方地下水	工場棟 1F	令和6年8月予定			(環境基準) 1
下方地下水	処分場北東端	令和6年8月予定			(環境基準) 1

6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第四号リの規定による次に掲げる事項

令和6年度

項目	算出 年月日	残余容量(m ³)
残余 埋立容量	令和7年 3月予定	

五戸第二最終処分場・放流水

項目		単位	分析結果										※1 基準値		
採取日		—	4月5日	5月10日											—
結果を得られた日		—	4月17日	5月22日											—
天候		—	晴れ	晴れ											—
現地測定	気温	℃	10.0	17.0											—
	水温	℃	14.9	16.5											—
	透視度	度	30以上	30以上											—
水素イオン濃度		—	7.7	7.6											5.8以上 8.6以下
〃 測定時水温		℃	19	21											—
電気伝導率		mS/m	440	490											—
生物化学的酸素要求量		mg/L	<0.5	0.8											60以下
化学的酸素要求量		mg/L	10	9.1											90以下
浮遊物質		mg/L	<1	2											60以下
窒素含有量		mg/L	16	14											120 (日間平均60) 以下
大腸菌群数		個/cm ³	0	0											日間平均3000個/cm ³ 以下
カルシウム濃度		mg/L	340	340											
アルキル水銀化合物		mg/L	—	—											※2 検出されないこと
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		mg/L	—	—											0.005以下
カドミウム及びその化合物		mg/L	—	—											カドミウム 0.03以下
鉛及びその化合物		mg/L	—	—											鉛 0.1以下
有機燐化合物		mg/L	—	—											1以下
六価クロム化合物		mg/L	—	—											六価クロム 0.5以下
砒素及びその化合物		mg/L	—	—											砒素 0.1以下
シアン化合物		mg/L	—	—											シアン 1以下
ポリ塩化ビフェニル		mg/L	—	—											0.003以下
トリクロロエチレン		mg/L	—	—											0.1以下
テトラクロロエチレン		mg/L	—	—											0.1以下
ジクロロメタン		mg/L	—	—											0.2以下
四塩化炭素		mg/L	—	—											0.02以下
1,2-ジクロロエタン		mg/L	—	—											0.04以下
1,1-ジクロロエチレン		mg/L	—	—											1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L	—	—											0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L	—	—											3以下
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	—	—											0.06以下
1,3-ジクロロプロペン		mg/L	—	—											0.02以下
チウラム		mg/L	—	—											0.06以下
シマジン		mg/L	—	—											0.03以下
チオベンカルブ		mg/L	—	—											0.2以下
ベンゼン		mg/L	—	—											0.1以下
セレン及びその化合物		mg/L	—	—											セレン 0.1以下
ほう素及びその化合物		mg/L	—	—											※3 ほう素 50以下
ふっ素及びその化合物		mg/L	—	—											※3 ふっ素 15以下
アンモニア・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		mg/L	—	—											200以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		mg/L	—	—											5以下 (鉱油)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		mg/L	—	—											30以下 (動植物)
フェノール類含有量		mg/L	—	—											5以下
銅含有量		mg/L	—	—											3以下
亜鉛含有量		mg/L	—	—											※4 2以下
溶解性鉄含有量		mg/L	—	—											10以下
溶解性マンガン含有量		mg/L	—	—											10以下
1,4-ジオキサン		mg/L	—	—											0.5以下
クロム含有量		mg/L	—	—											2以下
燐含有量		mg/L	—	—											16(日間平均 8)以下

備考

- ・※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第1下欄に掲げる基準値。
- ・※2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- ・※3 「海域以外に排出する場合」に掲げる基準値。
- ・※4 「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令について」(平成18年11月11日)により、平成18年12月11日から亜鉛含有量の基準は、2mg/L以下。

五戸第二最終処分場・上方地下水

項目		単位	分析結果										※1 基準値		
採取日	—	—	4月5日	5月10日											—
結果を得られた日	—	—	4月17日	5月22日											—
天候	—	—	晴れ	晴れ											—
現地測定	気温	℃	10.0	17.0											—
	水温	℃	7.3	13.9											—
	透視度	度	—	—											—
水素イオン濃度	pH	—	7.0	7.2											5.8以上 8.6以下
〃	測定時水温	℃	—	18	21										—
電気伝導率	mS/m	—	14	14											—
塩化物イオン	mg/L	—	7	7											—
アルキル水銀	mg/L	—	—	—											※2 検出されないこと
総水銀	mg/L	—	—	—											0.0005以下
カドミウム	mg/L	—	—	—											0.003以下
鉛	mg/L	—	—	—											0.01以下
六価クロム	mg/L	—	—	—											0.05以下
砒素	mg/L	—	—	—											0.01以下
全シアン	mg/L	—	—	—											※2 検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	—	—											※2 検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—											0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—											0.01以下
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—											0.02以下
四塩化炭素	mg/L	—	—	—											0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—											0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—											0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—											0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—											1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—											0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—											0.002以下
チウラム	mg/L	—	—	—											0.006以下
シマジン	mg/L	—	—	—											0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—											0.02以下
ベンゼン	mg/L	—	—	—											0.01以下
セレン	mg/L	—	—	—											0.01以下
塩化ビニルモノマー	mg/L	—	—	—											0.002以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—											0.05以下

備考

- ・※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第2下欄に掲げる基準値及び「水質基準に関する省令」厚生労働省令第101号。
- ・※2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

五戸第二最終処分場・下方地下水

項目	単位	分析結果										※1 基準値	
採取日	—	4月5日	5月10日										—
結果を得られた日	—	4月17日	5月22日										—
天候	—	晴れ	晴れ										—
現地測定	気温	℃	10.0	17.0									—
	水温	℃	15.2	13.5									—
	透視度	度	—	—									—
水素イオン濃度	—	6.9	6.8										5.8以上 8.6以下
〃 測定時水温	℃	19	21										—
電気伝導率	mS/m	310	370										—
塩化物イオン	mg/L	920	1,300										—
アルキル水銀	mg/L	—	—										※2 検出されないこと
総水銀	mg/L	—	—										0.0005以下
カドミウム	mg/L	—	—										0.003以下
鉛	mg/L	—	—										0.01以下
六価クロム	mg/L	—	—										0.05以下
砒素	mg/L	—	—										0.01以下
全シアン	mg/L	—	—										※2 検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	—										※2 検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	—	—										0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—										0.01以下
ジクロロメタン	mg/L	—	—										0.02以下
四塩化炭素	mg/L	—	—										0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—										0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—										0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—										0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—										1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—										0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—										0.002以下
チウラム	mg/L	—	—										0.006以下
シマジン	mg/L	—	—										0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—										0.02以下
ベンゼン	mg/L	—	—										0.01以下
セレン	mg/L	—	—										0.01以下
塩化ビニルモノマー	mg/L	—	—										0.002以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—										0.05以下

備考

- ・※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第2下欄に掲げる基準値及び「水質基準に関する省令」厚生労働省令第101号。
- ・※2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。